

所管部課	総務部 職員課	部長	矢吹 勇一		
件名	東大和市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（案）の骨子について				
	区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
1. 要旨					
(1) 趣旨					
<p>地方自治法の改正により、条例において、長等の地方公共団体に対する損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任額を限定してそれ以上の額を免責する旨を定めることが可能となったことから、当市においても東京都を参考に定めるものである。</p>					
(2) 条例（案）の骨子					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・損害賠償責任の一部免責</li> </ul> <p>市長等の東大和市に対する損害賠償責任に基づく額から、基準給与年額に市長等の区分に応じて定める数を乗じて得た額を控除して得た額を免責する。（職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限る）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実質的な負担額（国の参酌基準（政令））</li> </ul>					
対 象		実質的負担額（当該額を超える額を免責）			
市 長		基準給与年額の6倍			
副市長、教育委員会の教育長及び委員、選挙管理委員会の委員、監査委員		基準給与年額の4倍			
農業委員会の委員及び固定資産評価審査会の委員、公平委員会の委員		基準給与年額の2倍			
職 員		基準給与年額の1倍			
(3) 影響及び効果					
<p>長や職員等の心理的負担を軽減し、果敢な施策展開をすることができる。</p>					
2. 経 過（現時点に至るまでの経過）					
3. 留意事項（問題点等） 今後の予定					
(1) 東大和市議会議員全員協議会で説明（令和5年1月）					
(2) 令和5年第1回東大和市議会定例会に提案（令和5年2月）					
(3) 条例の施行（令和5年4月1日）					
4. 主管部処理案（検討結果等）					
<p>庁議終了後、東大和市議会議員全員協議会への議題提出について事務を進めたい。</p>					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。